

**中央環境審議会自然環境部会 第 1 回 南極地域の環境の保護に関する小委員会（令和 7 年 2 月 18 日） における
御意見等に対する考え方**

番号	委員名	分野	御意見等	御意見に対する事務局の考え方
1	大久保委員	適用対象	航空機事故も対象になるのか。	・南極環境保護法第 3 条第 6 号に規定する「特定活動」に該当しない、航空機の飛行から環境上の緊急事態が生じた場合には、対応措置の対象になります。
2	大塚委員	適用対象	日本の事業者（旅行会社）が他国のツアー枠を購入する時は、日本は対応しないということではいか（日本の南極環境保護法のうち附属書 VI の担保に係る規定が、他国のツアー又は当該ツアーに参加する日本人に適用されないということではいか。）。	・他国の事業者が主宰するツアーであって、日本の事業者は単に枠の確保のみを行ったものについては、当該国の南極環境保護に関する南極条約議定書（附属書 VI を含む）の国内担保法に基づき規制されるため、日本の南極環境保護法は、行為規制等の規定を除き適用されません。
3	高村委員 西本委員	条約 7 条 5 通告対象	通告対象について日本の国家実行と他の締約国の国家実行を確認したうえで、附属書 VI 国内措置対象範囲（場合により通告対象範囲）を検討すべき。	・附属書 VI の適用範囲は、「南極条約第 7 条 5 の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入る全ての観光船」とされていることから、国内措置の対応範囲については、これらが適切に含まれるようにする予定です。
4	高村委員	条約 7 条 5 通告対象	特に、科学調査船で結果公表いかんで通告対象を分ける日本のアプローチは必ずしも条約の条文にあるものではなく、公海自由の原則だけでも説明できない。	・附属書 VI の適用範囲は、「南極条約第 7 条 5 の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入る全ての観光船」とされていることから、国内措置の対応範囲については、これらが適切に含まれるようにする予定です。
5	西本委員	条約 7 条 5 通告対象	日本を含め諸外国の国家実行は多様であるのが実情で、日本の解釈が当然というものではない。日本の国家実行も一貫していないとも言われており、これらの状況を踏まえるべき。	・附属書 VI の適用範囲は、「南極条約第 7 条 5 の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入る全ての観光船」とされていることから、国内措置の対応範囲については、これらが適切に含まれるようにする予定です。
6	白山委員	条約 7 条 5 通告対象	附属書 VI の範囲に限定し、漁船は対象としないということではいか。	・漁船については、南極海洋生物資源保存条約に基づく枠組により対応されるものと承知しており、御意見のとおりと認識しています。
7	西本委員	他条約・既存法令との関係	船主責任制限関係条約の国内法令との適用関係の整理は検討しているか。	・附属書 VI 第 9 条 2（a）において、この附属書は、適用可能な国際的な責任の制限に関する条約に基づく責任又は責任を制限する権利に影響を及ぼすものではないとされています。その詳細については、引き続き、整理中です。

8	白山委員	事業者義務 (緊急時計画)	緊急時計画の実効性の確認はどのようにするのか検討済みか。	・主宰者が提出する緊急時計画が、環境上の緊急事態が発生した際に確実に実施される内容であるか審査できるよう、法律制定後に、ガイドラインの作成等により、実効性が確保されるような標準的な記載例を作成し、それに照らして審査することなどを考えています。
9	白山委員	責任制度 (全般)	他国制度（特に費用負担）の参考情報があるとよい。	・（資料 1 別添 1-4）に、令和 2 年度に調査した、ドイツ、米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーの国内担保法に関する情報を入れました。
10	白山委員	責任制度 (全般)	金銭支払いについて、何をどのように積算するのか。	・積算が必要である場合は、とられるべきであった対応措置の費用である（C 類型の場合）と考えられますが、C 類型に該当する事案が生じたときに、その都度、臨時に専門家による委員会を設置することとし、当該委員会の中で金額を検討します（詳細は資料 1 別添 3-5-4 のとおり）。
11	西本委員	責任制度 (C 類型)	C 類型の賦課の（法的な）性質は。	・制裁的な性質がない賦課金（対応措置をとらなかったことにより、対応措置にかかる費用について経済的な利益を得たと考えられるため、応分の金銭負担を求めるもの）とする案を検討しました（詳細は資料 1 別添 3-5-3 のとおり）。
12	西本委員	責任制度 (C 類型)	C 類型の基金への拠出の担保要否は。	・法令による担保ではなく、行政措置による対応を行うものと考えていますが、引き続き、関係省庁と協議してまいります。
13	西本委員	責任制度 (C 類型)	国が徴収する形を選択する理由は。	・対応措置がとられない場合に、とられるべきであった対応措置の費用を、主宰者が基金に直接支払うことを命令する規定を国内法に設けることは、既に国内法に規定されているいずれの考え方にも該当せず、困難であると考えられます。 ・こうした中でも、附属書 VI では、支払いの履行を強制させることが求められていますので、賦課金として国が徴収することを検討しています。
14	大塚委員	責任制度 (C 類型)	（特に C 類型で）人命関係適用除外に関して費用算定に影響が生じるか。とられるべきであった措置の費用である点で議論が必要なが、環境損害類似態様と捉えられ、そういう支払いを想定することになるのでは。	・附属書 VI 第 8 条 1 において、人の生命又は安全を保護するために必要な作為又は不作為により環境上の緊急事態が生じた場合は責任が免除されることと C 類型による支払い責任を関連付けて考えた場合、特に C 類型により支払われる金銭が、より一層、環境損害に対する穴埋めの性質を強く持つことになるのではないかとご指摘と理解しました。 ・とられるべきであった対応措置の費用について、例えば、人の生命を保護するために必要な不作為により控除すべき額が一部含まれるという事態が生じるかわかりませんが、いずれにしろ、C 類型の趣旨は、制裁的な性質がない賦課金（対応措置をとらなかったことにより、対応措置にかかる費用について経済的な利益を得たと考えられるため、応分の金銭負担を求めるもの）であると理解しています。
15	外務省	背景 (起草過程)	20 年近く前の附属書 VI 採択当時、現在ほど観光ニーズがなかったと思われるが、何故、観光船だけ明文で規定されているのか、その背景、理由は。	・南極地域における観光及び非政府活動については、2000 年頃には環境に対する影響が懸念される認識が南極条約協議国会議内で共有された結果、2004 年 3 月に「南極地域における観光及び非政府活動に関する専門家会合」が開催され、これら活動に関するモニタリング、累積的影響の評価、安全確保の必要性などが提言され（※ 詳細は、同専門家会合に関する最終報告書参照 https://documents.ats.ag/ATME2004/fr/ATME2004_fr001_e.pdf ）、2004 年の第 27 回南極条約協議国会議においては、これに係る措置も採択さ

				れました。 ・附属書VIが採択された 2005 年当時は、このような観光及び非政府活動の増加と対処の必要性に関する認識が協議国会議内で共有されていました。
16	宮本委員	背景 (観光)	南極観光への注目度はあがってきており、今後日本籍船のクルーズ船が南極に行くこともありうる。	・継続的に関係業界と情報交換を行い、我が国の観光事業者が南極観光を主宰する場合には、改正後の南極環境保護法に基づく手続きが適切にとられるよう働きかけてまいります。